

大和市障害者自立支援センターの指定管理者の候補者 審査要領

大和市障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会における大和市障害者自立支援センターの指定管理者の候補者の審査について、次のとおり要領を定める。

1. 評価

「大和市障害者自立支援センターの指定管理審査に係る評価表」（別表）により評価を行うものとする。

2. 審査対象

53点に評価者の人数を積算し、その点数以上の評価点を得た団体を審査の対象とする。ただし、53点以上の評価を行った評価者の人数が、過半数に満たない団体は、審査の対象から除外する。

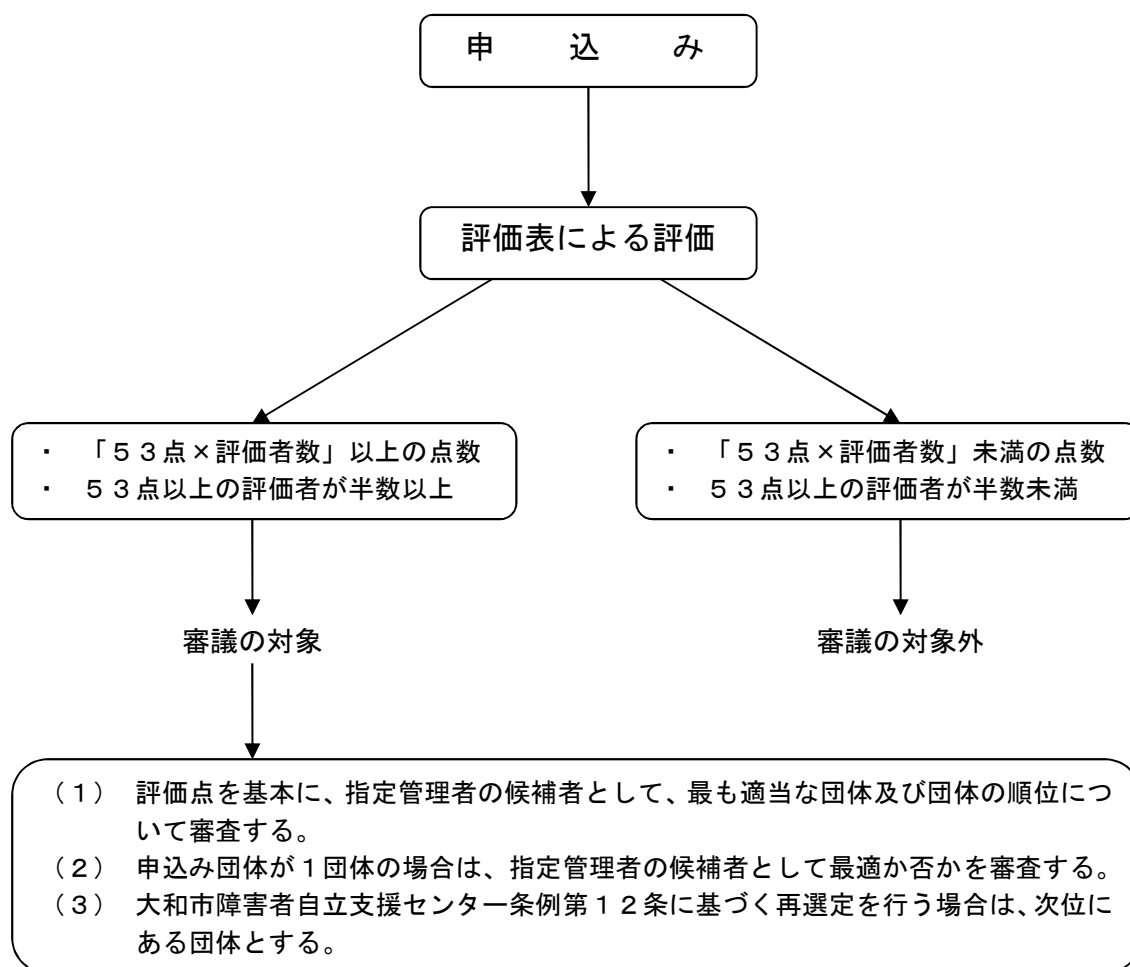
3. 選定

- (1) 評価点を基本に、指定管理者の候補者として、最も適当な団体及び団体の順位について審査する。
- (2) 申込み団体が1団体の場合は、指定管理者の候補者として最適か否かを審査する。
- (3) 大和市障害者自立支援センター条例第12条に基づく再選定を行う場合は、次位にある団体とする。

附 則

この要領は、大和市障害者自立支援センター指定管理者（指定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日）の候補者の選定にあたり有効なものとする。

[参考] 審査方法



<大和市障害者自立支援センター条例>

(選定基準)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 支援センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 支援センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 支援センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 支援センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) その他市長が別に定める基準

(再選定等)

第12条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第10条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
 - (2) 新たに判明した事実により、支援センターの管理を行うことが不適当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第8条の規定による次の公募については、申し込むことができない。